

談合情報に係る事務マニュアル

この事務取扱いマニュアルは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 10 条に定める通知及び談合に関する情報について、その具体的取扱いを定めるものとする。

1 入札前に情報を得た場合

(1) 事情聴取等の調査実施の判断

ア 情報の内容によって事情聴取等の調査を行うか判断する。

イ 判断は、契約管財課が行う。

(2) 事情聴取等の調査を行う場合の情報

ア 情報提供者の氏名・連絡先及び対象工事名・落札予定業者（JV の場合は、代表者名でも可）が明らかである情報

イ 情報源を明らかにしない場合であっても直接当区に通報する者（報道機関等）の氏名・連絡先及び対象工事名・落札予定業者（JV の場合は、代表者名でも可）が明らかであり、加えて談合に参加した当事者でなければ知り得ないと思われる情報が含まれている情報（例：談合に関与した全業者名を知っている、談合が行われた日・場所・方法が明らかである、起工金額に極めて近い落札予定金額を示している等）

(3) 事情聴取等の調査を行わない場合の措置

ア 入札に際し、すべての入札参加者から誓約書を提出させる。

イ 入札執行後に談合の事実が明らかと認められた場合には、当該入札は、無効となる旨の宣告を入札前に行い、同時に積算内訳書の提出を求めチェックを行う。

(4) 事情聴取等の調査を行う場合の手順

ア 談合情報報告書を作成する。（事情聴取等の調査を行わない場合も同様とする。）

イ 談合情報報告書を総務部長に提出する。（事情聴取等の調査を行わない場合も同様とする。）

ウ 総務部長が、談合情報報告書の写しをもって公正取引委員会に通報する。通報手順は、該当工事案件の担当者が事前に電話連絡した後、当該書類を F A X 又は郵便で送付するものとする。（これ以後の公正取引委員会への通報等は総務部長が行う。）

エ 談合情報が入札日前日以前の場合は、入札日前日に入札に参加しようとする者全員に対し、個別に事情聴取を行う。

事情聴取は、原則として契約管財課長、契約係長、担当者がこれに当たる。

オ 談合情報が入札当日の場合は、発注の遅れによる影響を考慮して、入札開始時刻の繰り下げ等により入札を延期した上で入札に参加しようとする者全員に対し、個別に事情聴取を行う。

カ 事情聴取に当たっては、事情聴取書を作成する。

(5) 事情聴取後の取扱い

ア 事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる場合には、入札の執行を取り止めることとする。

イ 事情聴取書の写しをもって公正取引委員会に通報する。

ウ 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合には、(3)の事情聴取等の調査を行わない場合の措置と同じ手順で入札を実施する。入札終了後誓約書の写しと入札経過調書の写しを公正取引委員会に送付する。

2 入札執行後に情報を得た場合

(1) 事情聴取等の調査実施の判断

ア 入札執行後に情報の提供があった場合には、入札後においては入札結果等を公表し、落札者及び落札金額が既に閲覧に供されていることから、事情聴取等の調査を行うか特に取り上げる必要が無いかが契約管財課内で情報の内容を十分審査の上判断する。

イ 判断は、契約管財課が行う。

(2) 事情聴取等の調査を行う場合の手順

ア 契約締結以前であれば、契約を保留する。

イ 談合情報報告書を作成する。(事情聴取等の調査を行わない場合も同様とする。) 談合情報報告書を総務部長に提出する。(事情聴取等の調査を行わない場合も同様とする。)

ウ 総務部長が、談合情報報告書の写し及び入札経過調書の写しをもって公正取引委員会に通報する。通報手順は、該当工事案件の担当者が事前に電話連絡した後、当該書類をFAX又は郵便で送付するものとする。(これ以後の公正取引委員会への通報等は総務部長が行う。)

エ 入札に参加した者全員に対し、個別に事情聴取を行う。

オ 事情聴取に当たっては、事情聴取書を作成する。

(3) 事情聴取後の取扱い

ア 事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる場合には、契約締結以前であれば入札を無効とする。

イ 契約締結後であれば着工工事の進捗状況等を考慮して、契約解除について葛飾区入札監視等委員会で審議の上判断する。

ウ 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合には、落札

者から誓約書を提出させた上通常の契約事務の手続を継続する。いずれの場合も事情聴取書の写しの提出と対応方法についての報告を公正取引委員会に対して行う。

3 葛飾区入札監視等委員会への報告

事情聴取を行った場合は、処理経過について、葛飾区入札監視等委員会に報告する。

4 報道機関への対応

報道機関との対応については、契約管財課長がこれを行う。

5 その他

- (1) 必要があるときは、処理途中であっても葛飾区入札監視等委員会に諮ることができる。
- (2) 工事契約以外で談合情報があった場合には、このマニュアルを準用する。

葛総契第 号
平成 年 月 日

公正取引委員会事務局
審査局管理企画課情報管理室長 殿

葛飾区総務部長

談合情報に関連する資料の送付について

当区所管の下記工事の入札に係る談合情報に関連する資料を別紙のとおり送付いたします。

記

1 工事件名 _____

2 送付書類（ 印が該当書類です）

談合情報報告書（写）
事情聴取書（写）
誓約書（写）
入札経過調書（写）
その他対応方法等についての連絡 （ ）

談合情報報告書

平成 年 月 日

受信者氏名	
情報を受けた日時	平成 年 月 日 () 時 分
工 事 件 名	
入札(予定)日	平成 年 月 日 () 時 分
情報提供者の種別	・報道関係者 ・その他
情報提供者氏名等	(役職) (氏名)
情報提供者連絡先	(T E L) (住所)
情 報 手 段	・電話 ・書面(郵便) ・書面(F A X) ・面接 ・報道()
情 報 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・落札予定業者 ・談合に関与した全業者名 ・談合が行われた日 平成 年 月 日 () ・談合が行われた場所 ・談合の方法 ・落札予定金額 ・その他
応 答 の 概 要	
当該案件の担当	契約管財課契約係 内線 担当

誓約書

平成 年 月 日

葛飾区長 殿

会社名
所在地
代表者名

印

工事場所 _____

工事件名 _____

上記工事の競争入札に関し、葛飾区入札心得書第2条第2項第2号の規定に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも同規定を遵守することを誓約します。

なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会に送付されても異議はありません。

(参考) 葛飾区入札心得書第2条

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

(1)・(2) 省略

2 次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、3年以内の期間を定めて競争入札に参加させないものとする。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。

(1) 省略

(2) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3)~(6) 省略

事情聴取書

平成 年 月 日

事情聴取実施者	
事情聴取日時	平成 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
事情聴取実施場所	
工 事 件 名	
業 者 名	
質 問 事 項	
聴 取 内 容	
事情聴取の担当	契約管財課契約係 内線 担当